

北海道緊急時モニタリング計画等の改正について

1 改正の趣旨

当該計画等は直近では平成 29 年 3 月に改正したところ。

その後、国による「原子力災害対策指針」、「原子力災害対策指針補足参考資料（緊急時モニタリングについて）」及び「緊急時モニタリングセンター設置要領」の改正や、原子力防災訓練等で改善点が抽出されたため、内容を反映させるため北海道緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領を一部改正した。

2 主な改正内容

(1) 地震・津波による EAL 基準の変更^{[モニタリング計画][モニタリング実施要領]}

変更前：後志管内において震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は後志管内の日本海側で大津波警報が発令された場合、警戒事態

変更後：泊村において震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は泊村を含む予報区において大津波警報が発令された場合、警戒事態

(2) UPZ 外のモニタリングに関する国の検討結果を反映^{[モニタリング計画][モニタリング実施要領]}

UPZ 外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して UPZ 外の測定を行うグループを組織して対応に当たる。関係指定公共機関の要員についても EMC センター長の指示のもと UPZ 外の対応の支援を行う。

「緊急時モニタリングセンター設置要領（第 2 版 平成 29 年 3 月 31 日 監視情報課）」抜粋

(3) 原子力防災訓練等で抽出された改善点を反映^[モニタリング実施要領]

- ・ 緊急時モニタリング要員参集時のスキームを改正
- ・ 飲料水の採取及び分析に係る優先順位を整理

(4) 緊急時環境放射線モニタリング資機材の整備等の改正^[モニタリング実施要領]

訓練の結果等を踏まえ検討した資機材数等を反映

(5) 各組織の機構改正等を反映^{[モニタリング計画][モニタリング実施要領]}